

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行の番号の利用制限等に係る解釈の明確化

全国

- (令和6年5月31日 総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知 総行マ第66号)

規制改革の内容

特例措置前

公的個人認証法※上、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行の番号（以下「シリアルナンバー」という。）については、目的外利用やデータベースの構成等が制限されている

※電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

特例措置（取扱いの明確化）

PHRサービス上の「ID」と、各地方公共団体がシステム上で個人を特定するために使用する「宛名番号」を紐付けるために、地方公共団体内部でシリアルナンバーを利用することが、公的個人認証法に抵触しないことを明確化

※シリアルナンバーをPHR事業者が保持すること及び地方公共団体が外部に提供することは認められない

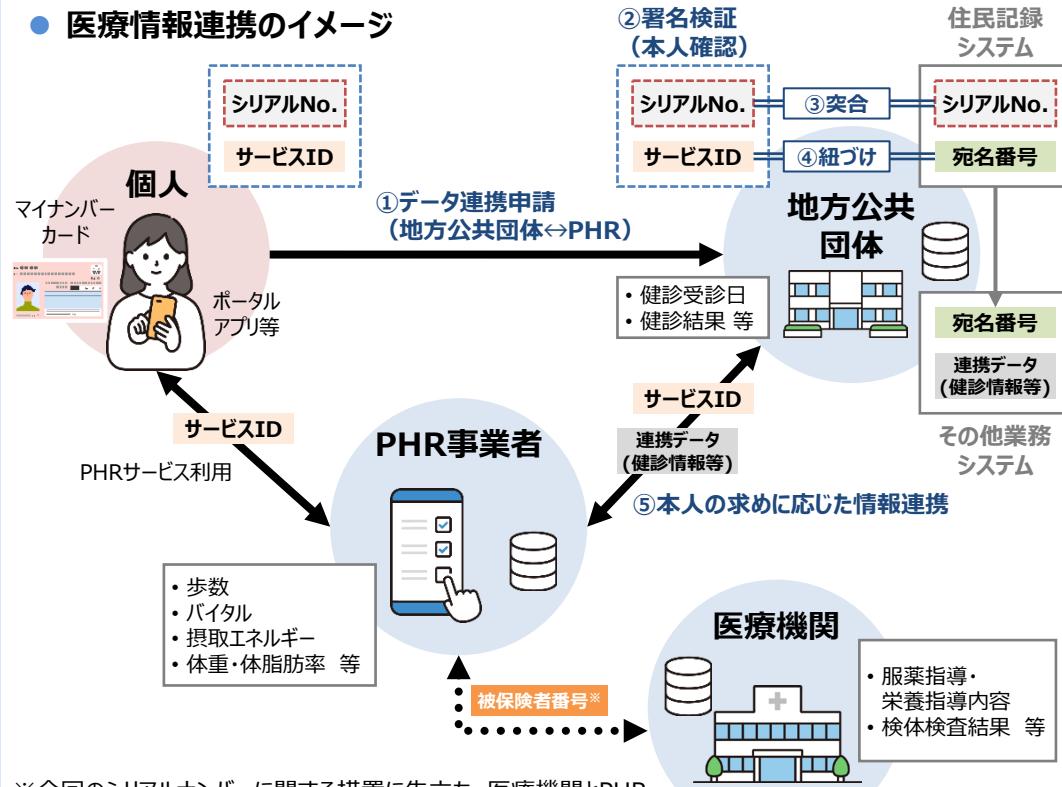
効果

地方公共団体の保有する健康医療情報を円滑にPHRサービス上で活用する仕組みの構築

規制改革の概要

医療機関とPHR事業者間のみならず、地方公共団体の保有する健康医療情報連携可能とすることで、**健康医療情報の一元的な管理や新たな健康増進サービス提供、二次利用に資するデータ収集**が可能に

● 医療情報連携のイメージ



※今回のシリアルナンバーに関する措置に先立ち、医療機関とPHR事業者間の情報連携のキーとして、健康保険の被保険者等記号・番号等の告知を求めることが可能であることを明確化済み
(令和5年5月10日 厚生労働省保険局保険課長通知)